

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	平成30年3月30日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	平成30年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	30四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	平成30年3月16日(金)		
				会議時間	15時00分～16時28分		
出席委員	委員長 安岡 明						
	副委員長 大西 友亮						
	委員 藤田 豊作						
	委員 矢野川 信一						
	委員長 西尾 祐佐			欠席委員	上岡 礼三		
その他							
執行部出席者	市民課長	川崎 一 広		環境生活課 主事	大林 美 里		
	市民課国保係長	池田 裕美子		福祉事務所長	小松 一 幸		
	保健介護課長	山崎 豊 子		福祉事務所 家庭福祉係長	武内 直 樹		
	保健介護課長補佐 兼介護保険係長	中田 智 子		西土佐総合支所保健課長	村上 正 彦		
	環境生活課長	伊勢脇 敬 三		教育長	徳 弘 純 一		
	環境生活課長補佐	土居 淳 海		学校教育課長	山崎 行 伸		
	環境生活課 四万十川・環境係長	名本 史 織					
事務局	事務局長	中平 理 恵					
	事務局長補佐	山本 真 也					
記 録							
平成30年3月定例会において、本委員会に付託を受けた議案10件、所管事項報告1件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず、第 25 号議案「四万十市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：山崎保健介護課長】

介護保険法の一部改正によるもので、保険者機能の強化の観点から、市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、平成 30 年度より指定居宅介護支援事業所の指定・指導権限を県から市町村に移譲、国の基準に従い新たに条例制定を行うもの。介護保険法第 81 条第 3 項に定める基準及びこれまでの県条例を元に制定した。

【質疑：矢野川委員】

事業所の数と状況はどうなっているか。

【答弁：山崎保健介護課長】

事業所数は 13。事業内容は要介護認定申請の代行、ケアプラン作成の窓口、サービスの提供機関との連絡調整を行っている。

【質疑：西尾委員】

県から市に変わることでサービスの低下はないか。

【答弁：山崎保健介護課長】

サービスは変わらない。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 27 号議案「四万十市四万十川の自然と風景を守り育む条例」についての審査を行った。

【説明：伊勢脇環境生活課長】

現在の「四万十市四万十川の保全及び振興に関する基本条例」の全部改正。

四万十川の文化的景観・水環境・生態系の保全を図り、流域の生活・文化・歴史を後世に引き継ぐことが目的で、四万十川景観計画の改定に合わせて、景観法委任条例として規定すべき様々な方針・事項等の改正又は追加、若しくは条項の組み換えを行い、景観計画の円滑な運用、四万十川の文化的景観の保全創出を図り、景観条例であることを明確にするとともに、別制度の運用をしている高知県の四万十川条例との違いを分かりやすくするため、条例名を含め全部改正を行うもの。

主な改正内容としては、条例名の変更、事項の整理、用語を景観法の表現に統一、現行の運用に合わせた名称等の修正、本来景観法に基づき記載する必要のあった事項の追加、届出制度運用に関する事項の追加等を行っている。

【質疑：藤田委員】

規制ばかりかければ、どんどん観光事業が死んでいく。今回の条例改正により、今までの条例より規制は厳しくなるのか。

【答弁：大林主事】

今回の条例により基準が厳しくなるということはない。今回の条例改正は、景観法の委任条例とするために景観計画に合わせ内容を整理したもので、三点の変更点がある。一点は、届出が景観計画の基準に満たない時、変更命令を出すことができる点、二点目が、届出が出された行為が終わった時、完了届を出すことになった点、三点目が、不適切な行為が為され、勧告に従わない時、氏名の公表が可能である点。

【質疑：安岡委員】

生活排水対策について違反があった時、これまでどうしていたか。また、他市町村との連携についてどういうことをしているのか。条例第 44 条に規定されている審議会はどういう人が入っているのか。

【答弁：伊勢脇環境生活課長】

これまで生活排水の違反で対応した事例はない。他市町村との連携について、四万十川流域については、条例第 2 条第 7 号については書かれてある通りで、第 40 条の連携については、愛媛県松野町、鬼北町、宇和島市の広見川流域の市町村で濁水対策等、県を含めた協議会を開き情報交換等している。第 44 条の審議会メンバーについては、高知大学、神戸芸術工科大学、高知工科大学、漁協、自然再生協議会、観光協会、地域づくりの会、四万十川重点地域調査員、国土交通省、幡多土木事務所、幡多林業事務所等で構成されている。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第31号議案「四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例」についての審査を行った。

【説明：小松福祉事務所長】

福祉事務所関係の2つの非常勤特別職員について説明。家庭相談員の月額報酬を146,000円に改正するものと新たに設置する児童虐待防止対策コーディネーターの月額報酬を165,000円と定めるもの。

家庭相談員については、現行の月額報酬113,000円が16年間据え置きで県下最低となっているため、標準的な報酬となるよう引き上げるもので、各自治体とも報酬の算定方法の根拠がまちまちであるため、最高の香南市と最低の四万十市を除く8市の平均を取って算出した。

児童虐待防止対策コーディネーターは、新設の特別職で、多様化する家庭環境により増加する児童虐待を背景に、支援の必要な子や親へのきめ細やかな支援を行い、虐待を発生させない仕組み作り、児童の安全確保の再構築を目指す目的により設置するもので、県の子供の見守り推進体制交付金に合わせ年間200万円を月割りとした金額に設定したものの。

【質疑：藤田委員】

家庭相談員の数は。

【答弁：小松福祉事務所長】

現在2名。平成30年度より相談員は1名とし、新たに児童虐待防止コーディネーターを1名追加、合計2名体制は変わらず。

【質疑：西尾委員】

月に何日勤務か。

【答弁：小松福祉事務所長】

月16日、

【質疑：西尾委員】

休みの日は決まっているのか。

【答弁：武内係長】

現在は月15日勤務だが、4月から相談員もコーディネーターも月16日勤務とし、2名で休日を割り振り、どちらかは相談室にいる体制とする。

【質疑：西尾委員】

相談員とコーディネーターの金額差について。

【答弁：小松福祉事務所長】

コーディネーターの方がやや荷が重い。

【質疑：安岡委員】

資格は必要か。

【答弁：小松福祉事務所長】

コーディネーターについては資格を定めていない。長年福祉行政に携わり、児童福祉に精通した人物を選ぶことを考えている。相談員については、規則で資格を定めている。

【質疑：西尾委員】

4月1日からということで人はもう決まっているのか。

【答弁：小松福祉事務所長】

決定はしていないが、あてはある。

【説明：山崎学校教育課長】

新設の部活動指導員について、クラス運営等業務多忙の教員がクラブの顧問をしている、また、専門でない顧問が担当するクラブもあり、教員の負担感に繋がっている。また、大会の引率で長時間拘束されることもあり、時間外の要因の一つとなっている。指導員を配置し運動部活動を任せることで教員の負担を軽減し、働き方改革を進めていく。

これまで、外部指導員については、活動中の事故に対する責任の所在が不明確なため、単独での引率ができないという状態だったが、平成29年4月1日施行の学校教育法施行規則改正により部活動指導員についての規定が整備された。国庫県補助も整備され、来年度より本市も活用。今回雇用するにあたり非常勤の地方公務員として任用する。金額は補助上限の一時間当たり1600円の設定としている。

質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 34 号議案「四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についての審査を行った。

【説明：川崎市民課長】

国保の税率の総合的な見直し。平成 30 年度からの国保改革に基づき財政の運営方法及び運営主体が高知県となる。県より割り当てられた国保事業費納付金、市町村が集めるべき保険税が結果的に軽減される見込みとなった。その必要額に合わせる形で税率を再設定するもの。

3 つの変更点があり、1 点目は賦課方式で、所得割、資産割、均等割、平等割の 4 方式から資産割を除く 3 方式に変更すること。2 点目は、税率についてで、均等割、平等割は据置きし、所得割を 1.45% 引き下げること。3 点目、その他として特定世帯、特定継続世帯の均等割、平等割も併せて改定。

施行日は 4 月 1 日で平成 30 年度から適用となる、
質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 37 号議案「四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例」についての審査を行った。

【説明：川崎市民課長】

平成 30 年度より国保の財政主体が県へ変わり、国保事業が県で担う部分と市町村で担う部分に分かれる。これまで市町村にだけあった国保運営協議会が県にもでき、市は高知県国保の一部の事務を担う形となるため、市が負うべき職責に応じた協議会となるよう規定を変更するもの。

質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 38 号議案「四万十市介護保険条例の一部を改正する条例」についての審査を行った。

【説明：山崎保健介護課長】

介護保険法に基づき平成 30 年度から平成 32 年度までを期間とする第 7 期介護保険事業計画を策定し、各年度における介護給付等のサービスの見込等を勘案したうえで、国より示された試算方法を用いて保険料を算定し、65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料率を改正するもの。算定方法は人口推移、要介護、要支援の認定率から必要なサービス費等を算出、基準額を算出している。増額となっている要因としては介護報酬の引上げ、被保険者の自己負担の増加、後期高齢者の増加、施設整備等。

保険料は 6 期と比較し基準月額 654 円の増加となる。保険料の増加を抑えるために、基金を 7 千万円取崩しの見込みで月額 187 円の負担減となっている。

他市との比較は、基準額で四万十市月額 6,137 円、宿毛市 5,255 円、土佐清水市 4,850 円。宿毛市、土佐清水市は基金の取崩しにより負担額の増額をしないとのこと。県下で保険料が安い土佐市は 5,250 円、四万十市の介護保険料が高い要因はデータによると土佐市は医療費が高いため、土佐市では介護より医療にかかる高齢者が多いためだと思われる。

【質疑：西尾委員】

介護保険料は国が定めるものか、市が裁量で定めることができるものか。

【答弁：山崎保健介護課長】

国から示された計算方法により市で定めるもの。

【質疑：西尾委員】

取り崩し 7 千万円。来年度以降はどうなるか。

【答弁：山崎保健介護課長】

3 年間で 7 千万円の意味。

【質疑：安岡委員】

宿毛市、土佐清水市に比べても高い。本市は介護保険料が高いとよく言われる。高知新聞でも消費税を上げて公費投入を増やす、サービスの抑制、高所得者の自己負担上昇のいずれかの手段を取らないと厳しいと書かれていた。基金の取り崩しもいつまでにはできないと思うが、今後の見通しは。

【答弁：山崎保健介護課長】

団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025 年までのサービス料、保険料の見込みを算出しており、それを見越して負担を段階的に上げている。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 44 号議案「四万十市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についての審査を行った。

【説明：川崎市民課長】

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、国民健康保険被保険者が入院等で他市町村に住民票を移した場合に転出前の市町村の被保険者とする住所地特例制度について、75 歳になって国保から後期高齢者医療へ移行する被保険者にも適用されることになったため、必要な規定を改正するもの。

改正内容は 3 点、1 点は保険料を徴収すべき被保険者の規定の追加。2 点目は今までの住所地特例適用との関係を整理、不要な附則の削除。

【質疑：西尾委員】

今までは 75 歳到達による後期高齢者医療保険への切替時には住所地特例はなかったのか。

【答弁：川崎市民課長】

これまではなかった。転出先での被保険者となっていた。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 45 号議案「四万十市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び四万十市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての審査を行った。

【説明：山崎保健介護課長】

四万十市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例と、四万十市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の 2 つの条例の改正。

指定地域密着型サービスは、出来る限り住み慣れた地域での生活ができるように提供されるサービスで要介護の高齢者対象のサービスと要支援の高齢者向けサービスの介護予防サービスがある。市が事業者の指定・監督を行っており、市外の方は原則利用できない。現在、本条例の対象である通所介護やグループホームなど認知症対応型共同生活介護等は市内に 20 事業所ある。今回の介護保険法等の一部改正により地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの基準が変わるため、本条例を改正するもの。

改正内容としては、新たな共生型地域型密着サービスや介護医療院の創設に伴う改正、身体的拘束等の適正化を図るための規定の新設、利用定員の見直し等があげられる。

【質疑：矢野川委員】

ポイントをもう少しわかりやすく説明してほしい。

【答弁：山崎保健介護課長】

基準の改正について、高齢者の要介護の方が地域密着型サービスで要支援 1、要支援 2 の方に対して行うサービスが介護予防サービス。介護事業所におけるオペレーターに係る基準見直しで訪問介護のサービス提供責任者として必要経験が 3 年以上から 1 年以上に変わる。特に業務に従事した経験が必要なものについては引き続き 3 年以上。地域との連携に関する改正。介護医療連携推進会議の開催を 3 月に 1 度開催だったものを 6 月に 1 度と開催頻度の緩和。新たなサービスとして共生型地域密着型サービスを追加。療養通所介護の定員数が 9 人以下から 18 人以下に改正。身体的拘束等の適正化を図るため、検討委員会を 3 月に 1 度開催し結果を従業者へ周知徹底を図ること、指針の整備等の対策を講じることの義務付け。入所者の症状の急変への対応方針の義務付け等が主な変更点。

【質疑：矢野川委員】

身体的拘束等の適正化とは。

【答弁：中田保健介護課長補佐】

これまで身体的拘束の適正化については明記されていなかった。虐待ではないが、手の自由を奪う、センサーマットを置くこと、鈴をつけることも身体的拘束に当たる。これらについては、期間を区切って家族から同意をもらう必要がある。こういった身体的拘束についての適正な運用について、これまでは明確な方針を明らかにしていなかったため、対応方針の作成を義務付け明確化したもの。

【質疑：西尾委員】

四万十市独自の部分はあるか。

【答弁：中田保健介護課長補佐】

文書の保存期限が国の標準規定では3年だが、それを5年にしている。また高知県条例で南海トラフ地震対策の指針を事業所ごとに定めることを義務付けているが、四万十市条例でも同じく南海トラフ地震対策の指針を定めるよう義務付けたところが独自である。

【質疑：西尾委員】

他の部分は他の市町村と同様と考えてよいか。

【答弁：中田保健介護課長補佐】

はい。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第46号議案「四万十市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての審査を行った。

【説明：山崎保健介護課長】

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、包括支援センターに設置しなければならない主任介護支援専門員の定義について明確化するために必要な規定の改正で、国の省令の定義をそのまま適用する形に条例改正を行ったもの。

質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第47号議案「四万十市指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」についての審査を行った。

【説明：山崎保健介護課長】

介護保険法の一部改正に伴い、国の介護予防支援基準が改正されたことから、医療と介護の連携強化のための医療機関との連携促進、公正中立なマネジメントの確保、地域共生社会に向けた障害福祉制度の相談支援専門員との連携などを図るため、本市の現行の基準に加えて新たな基準を定めるもの。

新設される基準については、入院時に担当ケアマネの氏名を入院先の医療機関へ提供するように依頼する等の義務付け、ケアマネの把握した利用者の状態等を主治医等に情報伝達すること等の義務付け等、医療と介護の連携の強化する内容。

【質疑：矢野川委員】

ケアマネと医師のやり取りがどう変わるのか。

【答弁：中田保健介護課長補佐】

平成27年度より地域包括ケアシステムの構築ということで介護と医療の連携を国の政策で強く進めてきているが、医師等が在宅での状況を把握できてない、ケアマネの方も入院先の医療機関からの指示等が伝わってない、というように連携がうまくいってなかった。そのため、必ずケアマネと医師等の連絡調整を行うよう条例で義務付けたもの。

【質疑：西尾委員】

報告がきちんとなされているかを、どう確認するのか。

【答弁：中田保健介護課長補佐】

現在は確認の手順みたいなものはない。入退院の時の連携手順等について幡多地域で調整中だが、その中で介護サービスのサービス担当者会議に医師等も参加してもらうことを計画している。ケアプランの提供がないと会議が進まないのも、そういった中でしっかりと提供されるものと考えている。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

報告事項

【四万十市立小・中学校再編計画（第2次）の策定に関する地区説明会：山崎学校教育課長】

四万十市立小・中学校再編計画（第2次）の策定に関する説明会を中村地域にある13の小中学校区で11月22日から2月27日にかけて開催し、全体で225名の参加があった。うち保護者は127名。大用、川登の保護者は概ね参加したが、具同小等受け入れる側の学校については、参加者は少なかった。

出された意見や計画案の概要やなぜ再編が必要かということを広報4月号に掲載予定。主な意見としては「学校を残してほしい」というものから「致し方ない、途中で転校になるより入学時から統合

先の学校に通えないか」といったものまで。その他、イジメの心配、スクールバス、部活の心配や地域振興、移住施策との整合性を問う意見や十分な事前交流がなされるか等の意見が出された。

1巡目で計画の内容、教育委員会の考え方を説明したうえで、5月からの2巡目はこれから必要な教育はどういったものであるかというような具体的な話をしながら学校再編に向け理解を深めていくような工夫をしていきたい。

質疑なし。

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。